

香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例 新旧対照表（第1条関係）

令和7年12月定例議会 議第72号 参考資料

改 正 案	現 行
<p>○香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>（最低基準の向上）</p> <p>第4条 市長は、<u>香芝市附属機関設置条例（平成25年条例第5号）別表第1に規定する香芝市児童福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者</u>（以下「家庭的保育事業者等」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</p> <p>2 <u>香芝市（以下「市」という。）</u>は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。</p> <p>（保育所等との連携）</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第8条の3第2項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p>	<p>○香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>（最低基準の向上）</p> <p>第4条 市長は、<u>児童の保護者その他児童福祉に係る当事者</u>の意見を聴き、<u>家庭的保育事業等を行う者</u>（以下「家庭的保育事業者等」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</p> <p>2 <u>市</u>は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。</p> <p>（保育所等との連携）</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第8条の3第2項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p>

改 正 案	現 行
<p>(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p>	<p>(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p>
<p>(2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。</p>	<p>(2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。</p>
<p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p>	<p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p>
<p>2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件を全て満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。</p>	<p>2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。</p>
<p>(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力をを行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</p> <p>(2) 次項の連携協力をを行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</p>	<p>(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力をを行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</p> <p>(2) 次項の連携協力をを行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</p>
<p>3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者として適切に確保しなければならない。</p>	<p>3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者として適切に確保しなければならない。</p>

改 正 案	現 行
<p>(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</p> <p>(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者 (食事の提供の特例)</p> <p>第17条 次に掲げる要件を全て満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。</p>	<p>(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</p> <p>(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者 (食事の提供の特例)</p> <p>第17条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。</p>

改 正 案	現 行
<p>(3) 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とすること。</p> <p>(4) 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた<u>食事の提供</u>、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。</p> <p>(5) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p> <p>2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。</p> <p>(1) 連携施設</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等</p> <p>(3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた<u>食事の提供</u>、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、<u>利用乳幼児の食事</u>の内容、回数及び時機に適切に応じることができるとする者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第24条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第2条第2項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）</p>	<p>(3) 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とすること。</p> <p>(4) 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた<u>食事の提供や</u>、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。</p> <p>(5) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p> <p>2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。</p> <p>(1) 連携施設</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等</p> <p>(3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた<u>食事の提供や</u>、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、<u>乳幼児の食事</u>の内容、回数及び時機に適切に応じることができるとする者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第24条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第2条第2項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）</p>

改 正 案	現 行				
(利用乳幼児及び職員の健康診断)	(利用乳幼児及び職員の健康診断)				
第18条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の <u>定期の健康診断</u> 及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。	第18条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の <u>定期健康診断</u> 及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。				
2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。	2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。				
<table border="1" data-bbox="181 871 1104 1081"> <tr> <td data-bbox="181 871 669 970">児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</td><td data-bbox="669 871 1104 970">利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</td></tr> <tr> <td data-bbox="181 970 669 1081">乳幼児に対する健康診査</td><td data-bbox="669 970 1104 1081">利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr> </table>	児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断	乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断	
児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断				
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断				
3 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置を解除し、又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。	3 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置を解除又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。				
4 家庭的保育事業者等の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければな	4 家庭的保育事業者等の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければな				

改 正 案	現 行
<p>らない。</p> <p>(家庭的保育事業所等内部の規程)</p> <p>第19条 家庭的保育事業者等は、次_____に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 提供する保育の内容</p> <p>(3) 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日</p> <p>(5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額</p> <p>(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員</p> <p>(7) 家庭的保育事業等の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(11) その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項 (苦情への対応)</p> <p>第22条 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、当該保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置に係る<u>市からの</u>指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を</p>	<p>らない。</p> <p>(家庭的保育事業所等内部の規程)</p> <p>第19条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 提供する保育の内容</p> <p>(3) 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日</p> <p>(5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額</p> <p>(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員</p> <p>(7) 家庭的保育事業等の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(11) その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項 (苦情への対応)</p> <p>第22条 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、当該保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置に係る<u>市から</u>指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を</p>

改正案	現行
<p>行わなければならない。 (設備の基準)</p> <p>第23条 家庭的保育事業は、次条第2項に規定する家庭的保育者の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）であつて、次に掲げる要件を全て満たすものとして、市長が適當と認める場所（次条において「家庭的保育事業を行う場所」という。）で実施するものとする。</p> <p>(1) 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。</p> <p>(2) 前号に掲げる専用の部屋の面積は、9.9平方メートル（保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9平方メートルに3人を超える人数1人につき3.3平方メートルを加えた面積）以上であること。</p> <p>(3) 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。</p> <p>(4) 衛生的な調理設備及び便所を設けること。</p> <p>(5) 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近にあるこれに代わるべき場所を含む。）があること。</p> <p>(6) 前号に掲げる庭の面積は、満2歳以上の幼児1人につき、3.3平方メートル以上であること。</p> <p>(7) 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的に実施すること。</p> <p>(保護者との連絡)</p> <p>第27条 家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡を取り、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。</p>	<p>行わなければならない。 (設備の基準)</p> <p>第23条 家庭的保育事業は、次条第2項に規定する家庭的保育者の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）であつて、次の各号に掲げる要件を満たすものとして、市長が適當と認める場所（次条において「家庭的保育事業を行う場所」という。）で実施するものとする。</p> <p>(1) 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。</p> <p>(2) 前号に掲げる専用の部屋の面積は、9.9平方メートル（保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9平方メートルに3人を超える人数1人につき3.3平方メートルを加えた面積）以上であること。</p> <p>(3) 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。</p> <p>(4) 衛生的な調理設備及び便所を設けること。</p> <p>(5) 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近にあるこれに代わるべき場所を含む。）があること。</p> <p>(6) 前号に掲げる庭の面積は、満2歳以上の幼児1人につき、3.3平方メートル以上であること。</p> <p>(7) 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的に実施すること。</p> <p>(保護者との連絡)</p> <p>第27条 家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡を取り、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。</p>

改正案	現行
<p>(設備の基準)</p> <p>第29条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用する小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。</p> <p>(2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。</p> <p>(3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>(4) 満2歳以上の幼児を利用する小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号並びに第34条第4号及び第5号において同じ。）、調理設備及び便所を設けること。</p> <p>(5) 保育室又は遊戯室の面積にあっては前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積にあっては同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。</p> <p>(6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物にあっては次のイ、ロ及びヘに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物にあっては次のイからチまでに掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。</p> <p>ロ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応</p>	<p>(設備の基準)</p> <p>第29条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用する小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。</p> <p>(2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。</p> <p>(3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>(4) 満2歳以上の幼児を利用する小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号並びに第34条第4号及び第5号において同じ。）、調理設備及び便所を設けること。</p> <p>(5) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。</p> <p>(6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のイ、ロ及びヘに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のイからチまでに掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。</p> <p>ロ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応</p>

改正案			現行		
階	区分	施設又は設備	階	区分	施設又は設備
じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。			じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。		
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段	2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段		避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段	3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段		避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段(_____同条第1項の場合においては、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を		避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を

改 正 案			現 行																				
		<p>通じて連絡することとし、かつ、同項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。)</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>			<p>通じて連絡することとし、かつ、同項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。)</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>																		
ハ	口に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその <u>いざれか</u> に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。	ニ	小規模保育事業所A型の調理設備（次に掲げる要件のいざれかに該当するものを除く。以下このニにおいて同じ。）以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が <u>当該床</u> 若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。	(イ)	スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。	(ロ)	調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。	ホ	小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。	ヘ	保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。	ハ	口に掲げる施設又は設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその <u>一</u> に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。	ニ	小規模保育事業所A型の調理設備（次に掲げる要件のいざれかに該当するものを除く。以下このニにおいて同じ。）以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、 <u>当該床</u> 若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。	(イ)	スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。	(ロ)	調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。	ホ	小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。	ヘ	保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

改 正 案	現 行
<p>ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。</p> <p>チ 小規模保育事業所A型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。</p> <p>(居宅訪問型保育事業)</p> <p>第38条 居宅訪問型保育事業者は、次_____に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>(1) 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育</p> <p>(2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育</p> <p>(3) 法第24条第6項に規定する措置に対応するために行う保育</p> <p>(4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等、保育の必要な程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育</p> <p>(設備の基準)</p> <p>第44条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。第46条及び第47条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）</p>	<p>ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。</p> <p>チ 小規模保育事業所A型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。</p> <p>(居宅訪問型保育事業)</p> <p>第38条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>(1) 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育</p> <p>(2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育</p> <p>(3) 法第24条第6項に規定する措置に対応するために行う保育</p> <p>(4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等、保育の必要な程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育</p> <p>(設備の基準)</p> <p>第44条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。第46条及び第47条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）</p>

改 正 案	現 行
<p>の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室（当該保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第5号において同じ。）及び便所を設けること。</p> <p>(2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。</p> <p>(3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。</p> <p>(4) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>(5) 満2歳以上の幼児（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものを受け入れる場合にあっては、当該児童を含む。以下この章において同じ。）を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、調理室及び便所を設けること。</p> <p>(6) 保育室又は遊戯室の<u>面積にあっては</u>前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の<u>面積にあっては</u>同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。</p> <p>(7) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>(8) 保育室等を2階に設ける<u>建物にあっては</u>次のイ、ロ及びヘに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける<u>建物にあっては</u>次のイからチまでに掲げる要件に該当するものであること。</p>	<p>の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室（当該保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第5号において同じ。）及び便所を設けること。</p> <p>(2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。</p> <p>(3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。</p> <p>(4) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>(5) 満2歳以上の幼児（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものを受け入れる場合にあっては、当該児童を含む。以下この章において同じ。）を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、調理室及び便所を設けること。</p> <p>(6) 保育室又は遊戯室の<u>面積は、</u>前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の<u>面積は、</u>同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。</p> <p>(7) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>(8) 保育室等を2階に設ける<u>建物は、</u>次のイ、ロ及びヘに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける<u>建物は、</u>次のイからチまでに掲げる要件に該当するものであること。</p>

改 正 案			現 行		
階	区分	施設又は設備	階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段	2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段		避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段	3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段		避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 (_____同条第1項の場合においては、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限		避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 (ただし、同条第1項の場合においては、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限

改 正 案			現 行		
		<p>り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>			<p>り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
ハ		<p>口に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいざれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。</p> <p>ニ 保育所型事業所内保育事業所の調理室（次に掲げる要件のいざれかに該当するものを除く。以下このニにおいて同じ。）以外の部分と保育所型事業所内保育事業所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が<u>当該床</u>若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。</p> <p>(イ) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。</p> <p>(ロ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>ホ 保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。</p>	ハ		<p>口に掲げる施設又は設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。</p> <p>ニ 保育所型事業所内保育事業所の調理室（次に掲げる要件のいざれかに該当するものを除く。以下このニにおいて同じ。）以外の部分と保育所型事業所内保育事業所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、<u>当該床</u>若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。</p> <p>(イ) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。</p> <p>(ロ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>ホ 保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。</p>

改 正 案	現 行
<p>ヘ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。</p> <p>ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。</p> <p>チ 保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。</p>	<p>ヘ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。</p> <p>ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。</p> <p>チ 保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。</p>

香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例 新旧対照表（第2条関係）

改 正 案	現 行
<p>○香芝市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>（最低基準の向上）</p> <p>第3条 市長は、<u>香芝市附属機関設置条例（平成25年条例第5号）</u>別表第1に規定する香芝市児童福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</p> <p>2 香芝市（以下「市」という。）は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。</p> <p>（自動車を運行する場合の所在の確認）</p> <p>第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。</p> <p>2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより<u>一つ</u>後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。</p>	<p>○香芝市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>（最低基準の向上）</p> <p>第3条 市長は、<u>児童の保護者その他児童福祉に係る当事者</u>の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</p> <p>2 香芝市（以下「市」という。）は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。</p> <p>（自動車を運行する場合の所在の確認）</p> <p>第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。</p> <p>2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより<u>1つ</u>後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。</p>

改正案	現行
(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)	(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)
第9条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。	第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。
(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)	(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)
第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。	第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。
2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
(虐待等の禁止)	(虐待等の防止)
第13条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
(乳児等通園支援事業所内部の規程)	(乳児等通園支援事業所内部の規程)
第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。	第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。
(1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針 (2) その提供する乳児等通園支援の内容 (3) 職員の職種、員数及び職務の内容 (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日 (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びそ	(1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針 (2) その提供する乳児等通園支援の内容 (3) 職員の職種、員数及び職務の内容 (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日 (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びそ

改 正 案	現 行
<p>の額</p> <p>(6) <u>利用定員</u></p> <p>(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項 その他の利用に当たっての留意事項</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項 (秘密保持等)</p> <p>第18条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 (乳児等通園支援事業の区分)</p> <p>第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。</p> <p>2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。</p> <p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この</p>	<p>の額</p> <p>(6) <u>乳児及び幼児の区分ごとの利用定員</u></p> <p>(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項 <u>並びに</u> 利用に当たっての留意事項</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項 (秘密保持等)</p> <p>第18条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 (乳児等通園支援事業の区分)</p> <p>第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。</p> <p>2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。</p> <p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この</p>

改正案	現行
<p>項において「利用児童数」という。)が当該施設又は事業に係る利用定員<u>(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。)</u>の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。</p>	<p>項において「利用児童数」という。)が当該施設又は事業に係る利用定員_____の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。</p>
<p>(準用)</p> <p>第26条 第21条第9号、第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。</p> <p>(電磁的記録)</p> <p>第27条 乳児等通園支援事業者及びその<u>乳児等通園支援事業所の職員</u>は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p>	<p>第26条 第21条第9号、第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」と、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」と読み替えるものとする。</p> <p>(電磁的記録)</p> <p>第27条 乳児等通園支援事業者及びその<u>職員</u>は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p>

香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例 新旧対照表（第3条関係）

改 正 案	現 行
<p>○香芝市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>（最低基準の向上）</p> <p>第4条 市長は、<u>香芝市附属機関設置条例（平成25年条例第5号）</u>別表第1に規定する<u>香芝市児童福祉審議会</u>の意見を聴き、<u>その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者</u>（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</p> <p>2 <u>香芝市</u>（以下「市」という。）は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。</p> <p>（運営規程）</p> <p>第15条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次____に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。</p> <p>（1）事業の目的及び運営の方針 （2）職員の職種、員数及び職務の内容 （3）開所している日及び時間 （4）支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額 （5）利用定員 （6）通常の事業の実施地域 （7）事業の利用に当たっての留意事項 （8）緊急時等における対応方法</p>	<p>○香芝市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>（最低基準の向上）</p> <p>第4条 市長は、<u>児童の保護者その他児童福祉に係る当事者</u>の意見を聴き、<u>放課後児童健全育成事業を行う者</u>（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</p> <p>2 <u>市</u>は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。</p> <p>（運営規程）</p> <p>第15条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。</p> <p>（1）事業の目的及び運営の方針 （2）職員の職種、員数及び職務の内容 （3）開所している日及び時間 （4）支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額 （5）利用定員 （6）通常の事業の実施地域 （7）事業の利用に当たっての留意事項 （8）緊急時等における対応方法</p>

改 正 案	現 行
<p>(9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他事業の運営に関する重要事項 (保護者との連絡)</p> <p>第20条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡を取り、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。</p>	<p>(9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他事業の運営に関する重要事項 (保護者との連絡)</p> <p>第20条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。</p>